

○下流増負担金の会計整理について

(昭和三八年三月二十七日昭和三八年六月四日第三三三号)

各電力会社

電気事業運送法第六条の二または特定多目的ダム法第六十九条の規定による下流増負担金の会計整理について、左記のとおり定めたから、今後これにより取り扱われたるい。記のとおり定めたから、今後これにより取り扱われたる。なお、参考として国税庁取扱通達別紙を送付する。

一、会計処理の基準

電気事業についての会計処理は、支払うことにより、または受け取ることにより下流増負担金の金額の経過につき、その負担すべきことまたは、その收入すべきことが確定した日においてこれを行なう。

ただし、最初の始期については下流増負担金の取扱について、(昭和三八年二月六日付け通達)第三十四例規規範をもって電気事業運送法(以下「取扱」という)の第一の(一)の規定のとおりるものとする。

二、下流増負担金の支拂額の整理

(一) 下流増負担金の整理
支払うことによる下流増負担金については電気事業運送法第六条の二年四月一日付け通達(昭和三九年十二月三十日付)第二条第一項第一号別表第一の(一)「固定資産科目」(工)「電気事業固定資産」「水力発電設備」(電)「電気事業固定資産」「水力発電設備」(電)「電気事業固定資産」に「下流増負担金」の目を設け整理する。

(二) 文書利息の整理
「取扱第一の三による文書利息については、規則別表第一の(二)(二)「電気事業財務費用

一、会計及び財務・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則・電力会社が財團法人電力中央研究所に対し支出する金額の取扱について

三、下流増負担金受取額の整理

(一) 下流増負担金の整理
受け取ることによる下流増負担金は「規則別表第一の(一)「固定資産科目」(工)「電気事業固定資産」「水力発電設備」(電)「電気事業固定資産」に「下流増負担金」の貯えを設けたる該の項または目ごとに目または節別に整理する。

ただし、建設中との取扱ことによる金額の総額につき、その收入すべきことが確定した場合は、「規則別表第一の(一)「固定資産科目」(工)「固定資産」(電)「固定資産」に「下流増負担金貯え」の貯えを設け、一括整理する。

なお、これにより整理した下流増負担金貯えのうち、金額貰取未済分については、建設中の

利息の計算の対象とするものとする。

(二) 受取利息の整理
「取扱第一の六による受取利息については、「規

則別表第一の(一)「電気事業財務収益科目」(工)「受入利息」(電)「本(電)支店(電)利

息)に整理する。

(三) 損益割合に関する整理
「下流増負担金貯え」に対する該額が該

された場合は、「規則別表第一の(一)「固定資産科目」(工)「電気事業固定資産」「水力発電設備」(電)「電気事業固定資産」に「下流増負担金」の貯えを設け整理する。

(四) 長期預貸等の取扱
下流増負担金を年賦等の方法により分割して決済する場合の下流増負担金の相手科目は次による。

(一) 支払額「規則別表第一の(一)「固定資産科目」(工)「下流増負担金」の貯えを設け、

(二) 受取額「規則別表第一の(一)「投資および基

金科目」(工)「長期投資」(電)「本(電)支店(電)利

息口」に区分して整理する。

五、償却の年数は四年とする。

四、下流増負担金の取扱について

(昭和三十八年三月二十四日第百四十一号)

各電力会社

國税庁長官 木村秀弘
標記のことについて在記のとおり定めたからこれにより取り扱われたい。
電気事業を営む法人または電源開発株式会社は、その有する電源所の上流にダム等が建設されるとおり、発電の利用が増加して著しく利益を受ける場合には、電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)または特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の規定によりそのダム等の建設費等の一部を負担するが、その負担した金額の償還に関する取扱を定めたものである。

第一 下流増負担金を支払った法人の取扱
下流増負担金の償却方法
電気事業を営む法人または電源開発株式会社(以下「電気事業者等」という)が支払つて回る金額以
下「規則」という)第二十一条の八第一項に規定する
繰延費用としての償却の期間となる期間は四十年とす
る。
(一) 他の電気事業者等のダム、水路もしくは貯水池、ま
たはこれらの附帯施設(以下「ダム等」という)の
設置または改良に際する「前により著しく利益を受け
ることになるため、電源開発促進法第六条の二の規定
により、当該ダム等の設置または改良に際する工事の
費用の一部を負担した場合のその負担した金額
(二) 多目的ダムの建設によって著しく利益を受けること

電気事業関係通達

となるため、特定多目的ダム法第六条の規定により、
当該多目的ダムの建設に要する部分の一部を損した
場合のその負担した額

最初の始期
二、下流増負担金の始期の開始日はその支払うこと
なる金額の経過につき、その負担すべきことが確定し
た旨との負担の原因となつたダム等、または多目的
ダムの完成原約の日とのいずれか遅い日とする。

文書利息の区分計算

三、下流増負担金を貯蓄等の方針により分別して支払
うことなどを場合において会計年度において支払う
下流増負担金の額とその利息に相当する部分の金額と
が相手方との契約書等において明確に区分されてお
り、かつ当該利息の額のうち会計年度中に超過した
期間に対する金額を計算することができるものであ
るときは、当該文書利息に相当する金額は契約費用の
金額に含めないと、各事業年度中に超過した期間に対
応する金額を当該事業年度の損金に算入することができる。

既往に支払つた下流増負担金の取扱

四、電気事業者等がこの通達の日付の前に支払うべき
ことが確定した下流増負担金については、次により
取り扱う。

(一) 当該下流増負担金の金額が固定資産の帳簿価額また
は償却額として整理されているときはこの通達の日
付の日を含む事業年度において、当該整理されている
金額を繰延費用として分別整理するように措置する。
(二) 当該下流増負担金にかかる帳簿価額として現に整理
されている金額(一)により分別整理した金額を含む)
が当該下流増負担金につき当初からこの通達を定め
る取扱により償却していたものと假定した場合の未償
却額等に相当する金額と異なるときはその異なる部分
の金額について、この通達の日付の日を含む事業年度
において、次により調整する。
当該整理を行つたる金額が当該未償却額に相当

する金額を越えているときは、当該としている金額
は、法人私法施行細則第八条の四に規定する償却未
償却額とする。

ロ、当該整理されている金額が当該未償却額に相当
する金額に満たないときは、当該満たない金額に相
当する金額の帳簿価額の増額をしなければならな
い。当する金額の帳簿価額の増額をしなければならな
い。

五、第一 下流増負担金を支払した法人の取扱

(庄綱謹書)
五、電気事業者が下流増負担金を支払するといふこと
の場合には、その支払することによる下流増負担金の総
額につき、その支払すべきことが確定した日を含む事
業年度において規則第十一条の規定の適用があるので
あるが、この場合において、当該電気事業者が、設
置または改良したダム等(土地を含む。以下同じ)
を構成する個別の資産に対する下流増負担金の支
払額はそれを次に掲げる算式によつて計算した金額
による。

算式

$$\text{收入すべき下流増負担金} \times \frac{\text{個別の資産の取得価額}}{\text{ダム等の取得価額の合計額}}$$

六、受入利息の区分計算

六、電気事業者が下流増負担金を年賦等により支
払すことによる場合は、当該支払する金額のうち利息
に相当する部分の金額については各事業年度中に超過
した期間に対する金額を当該事業年度の収益に算入
する。

既往に支払つた下流増負担金の取扱

七、電気事業者がこの通達の日付の前に支払うべき
ことが確定した下流増負担金につき、その支払すべき
ことが確定した日を含む事業年度において規則第十二
条(未第十四条を除く)の規定の適用を受けなかつたが、
この通達の日付の日を含む事業年度においてその
適用があるものとして正確計算の計算をしたときは、

これを認める。この場合においてダム等に付けること
ができる帳簿価額は次の算式によつて計算した金額を
下らない金額とする。

算式

下流増負担金を支
払すべきことが確定し
た日を含む事業年度
において規則第十二条
の適用を受けたもの ×
と仮定した場合にダ
ム等に帳簿価額とし
て付けることができる
金額の最低額

圧縮記帳の計算をする時の
直前のダム等の帳簿価額
ダム等の取得価額